

お知らせ

10月の心配ごと相談

【開催日】 3日(月)(一般行政障害者相談)
21日(金)(一般・人権相談)

【場所等】 地域福祉センター 9:00~12:00

【問い合わせ】 町社会福祉協議会 68-6725

10月17日(月)~23日(日)は、行政相談週間です。
行政相談は国や独立行政法人などの仕事について、総務大臣から委嘱された行政相談委員が相談に応じる制度です。
御宿町では、月に1度、地域福祉センターで相談を受け付けています。**相談は無料で、秘密は厳守されます。**お気軽にご相談ください。

行政相談週間に関する問い合わせ 総務課 68-2511

高齢者インフルエンザ予防接種

平成17年10月1日から平成18年1月末日まで、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。**65歳以上(基準日:18年2月1日)の方には、9月末に個別に通知をします。**

なお、個別通知は、平成17年8月19日現在の住民登録に基づきお送りしますので、該当される方で平成17年8月19日以降に転入の手続きをされた場合はお申し出ください。

また、60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方も対象となりますので、インフルエンザ予防接種は事前に申請が必要です。

【申請受付】

期間 平成17年10月1日から平成18年1月末日
土日・祝日・年末年始の閉庁日を除く
時間 8:30~17:00
場所 役場2階 保健福祉課

役場のほか、下記会場で出張受付をします。

期 日	受付時間	受付場所
10月12日(水)	9:30 ~ 11:30	上布施消防団詰所
"	13:30 ~ 15:30	御宿台集会所
10月14日(金)	9:30 ~ 11:30	御宿町公民館
"	13:30 ~ 15:30	岩和田青年館
10月24日(月)	9:30 ~ 11:30	保健センター

申請書に必要事項を記入してお持ちください。

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成17年9月25日 NO.441

編集 御宿町企画財政課 68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

お知らせ

胸部・大腸検診のお知らせ

今年度の胸部(結核・肺がん)検診と大腸がん検診を下記のとおり実施します。各地区を巡回しますので、多くの方が受診されますようお知らせします。

なお、4月にもお知らせしていますが、結核予防法の改正により今年度から**40歳未満の方は胸部検診の対象外**となります。

期 日	対象地区	会 場	検診時間
10月17日(月)	上布施	上布施消防団詰所	9:00~11:00
	高山田	高山田倉庫	13:00~14:00
	七本・実谷	実谷農業倉庫	15:00~16:00
10月18日(火)	御宿台	御宿台集会所	9:00~11:00
	"	"	13:00~15:00
10月19日(水)	六軒町	六軒町消防団詰所	9:00~11:00
	岩和田	岩和田青年館	13:00~15:00
10月20日(木)	浜	浜青年会館	9:00~11:00
	新町	御宿町公民館	13:00~15:00
10月21日(金)	久保	御宿町公民館	9:00~11:00
	須賀	御宿町公民館	13:00~15:00
10月22日(土)	地区指定なし	御宿町公民館前	9:00~11:00

今年度、追加日程はありませんのでご注意ください。
指定の日時に受診できない場合は他の会場をご利用ください。

胸部(結核・肺がん)検診(レントゲン検査)

【対象者】40歳以上の方(昭和40年12月31日までに生まれた方)
【持ち物】 受診票 問診について記入してきてください
健康手帳
【注 意】妊娠中の方は受診できませんのでご注意ください!!

大腸がん検診(便潜血反応検査)

【対象者】40歳以上の方(昭和40年12月31日までに生まれた方)
【持ち物】 問診票 問診について記入してきてください
検体(便) 指定の容器に2日分採取してください
健康手帳

受診票は、検診受診状況調査をもとに9月下旬にお送りいたします。お手元に届かない方で受診ご希望の方は、下記までお申し込みください。

御宿町保健福祉課 保健衛生係 68-6717(直通)

お知らせ

違反建築防止週間

10月11日(火)~17日(月)は、違反建築防止週間です。
安心して暮らすためには、建築物が安全であることが大切です。
建築基準法は、生命、健康、財産を保護するため、地震や火災などに対する安全性に関する基準を定めています。建築物を建てる場合は、この基準を必ず守らなければなりません。

この違反建築防止週間をきっかけに、あなたの所有する建築物について建築基準法に適合しているかどうか建築士と相談するなど点検を心掛けましょう。

なお、この週間には一斉公開パトロールが実施されます。

【問い合わせ】 企画財政課 68-2512

月の沙漠記念館企画展

「加藤まさをとゆかりの人々」

まさをの生涯に深い関わりをもった人物を取り上げ、まさをの人物像を浮き彫りにする作品展。

【期 間】 平成18年1月10日(火)まで **水曜日休館**

【場 所】 月の沙漠記念館企画展示室

【時 間】 9:00~16:30

【問い合わせ】 月の沙漠記念館 68-6389

住宅用ソーラーシステム補助制度

財団法人新エネルギー財団では住宅用のソーラーシステムを設置する方を対象に補助金を交付しています。

【補助対象者】集熱器の総面積75㎡までのソーラーシステムを設置する方

【補助金額】集熱器の総面積に応じた額
(システムの形式により異なる)
補助額の目安・・・6㎡約10万円・75㎡約125万円

なお、住宅以外の建物に設置する場合(公共施設は除く)も対象となる場合があります。

【問い合わせ】財団法人新エネルギー財団 太陽熱利用部
03-5275-9566 HP <http://www.nef.or.jp>

公証役場無料相談所の開設

10月1日(土)~7日(金)の公証週間にあわせて、公証役場無料相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

【日時・場所】 10月1日(土) 10:00~16:00

茂原公証役場

10月4日(火) 9:30~12:00

茂原市役所5階503会議室

両日とも予約制

【予約・問い合わせ】茂原公証役場 FAX 0475-22-5959

お知らせ

「腎臓病を考える会」を開催します

【日時】平成17年10月30日(日) 13:00~ 16:00

【場所】ぱるるプラザ千葉

【内容】講演会 第18回「腎臓病を考える会」
透析における脊椎・脊髄の疾患」

講師 聖隷佐倉市民病院

リハビリテーション科部長 根本哲治 先生

腎不全の治療(透析と腎移植の比較)」

講師 聖隷佐倉市民病院

外科部長 有田誠司 先生

医療相談会 患者の体験談

参加費無料 先着200名様

【問い合わせ】

特定非営利活動法人千葉県腎臓病協議会

〒260-0041 千葉市中央区東千葉2-6-1-407

043-256-4661 FAX 043-285-4730

思春期の性に関するシンポジウム

「学校で行われている性教育を知ろう」

【日時】平成17年10月30日(日) 13:00~

【場所】国際武道大学(駐車場は勝浦市役所です)

【内容】

基調講演1「望まない妊娠と性感染症予防について」

基調講演2「中学校の性教育の視点」

意見交換 学校の性教育現状と今後の性教育について」

申し込み 問い合わせ】

夷隅健康福祉センター(夷隅保健所)

0470-73-0145 担当 高梨

千葉県最低賃金が改正されます

平成17年10月1日より千葉県内の事業所で働くすべての労働者(パート・アルバイト等を含む)及びその使用者に適用される地域別最低賃金が時間額682円に改正されます。(従来は678円)

このほかに定められている産業別最低賃金がありますのでご注意ください。

【問い合わせ】

千葉労働局労働基準部賃金室 043-221-2328

または、24時間テレホンサービス 043-221-4700

催し

夷養祭のご案内

(いようさい)

県立夷隅養護学校で文化祭を行います。この機会にぜひお越しください。

【日時】平成17年10月15日(土) 9:30~ 14:30

【会場】県立夷隅養護学校(夷隅町楽町30-1)

(いすみ鉄道 国吉駅より徒歩15分)

【内容】遊びの広場、ゲーム、各作業班による催し物、バザー、作業作品の展示や頒布

【問い合わせ】県立夷隅養護学校 薄井 長田 86-4111

あかね園バザー開催

園生のより良い生活の向上を願いまして、今年も開催します。なお、ご家庭に眠っている不要な品物がありましたら、ご提供をお願いします。お電話をいただければ引き取りに伺わせていただきます。

【期日】10月22日(土)11:00~ 15:00

【場所】夷隅あかね園(大原町山田5901) 66-0600

お知らせ 千葉司法書士会無料法律相談

千葉司法書士会では10月1日「法の日」にちなんで司法書士無料法律相談を開催することとしました。

相談内容は、不動産の相続・売買などの登記に関するもの、訴訟書類の作成に関するものなどを中心に関連するさまざまのものをお受けします。

【夷隅郡内の開催】

開催場所	実施日	時間
大原町 (大原町商工会館)	10月1日 (金)	10:00~ 16:00
大多喜町 (ショッピングプラザオリブ)	10月1日 (金)	10:00~ 16:00

家庭児童相談をご利用ください

児童の福祉向上を図るため、「家庭児童相談室」を置き、家庭でのお子さんの養育などについての相談に応じております。皆さんのもっとも身近な子育て相談の場所としてご利用ください。

【相談先】夷隅健康福祉センター 地域保健福祉課内

家庭児童相談室 73-0145

【相談日】月~金曜日 9:00~ 17:00(祝日・年末年始を除く)

【相談内容】親子関係、不登校、生活習慣、非行、家庭環境

【相談方法】面接又は電話相談(いずれも無料)

お知らせ

住宅用火災警報器の設置について

これまで日本では、一定規模(500㎡)以上のアパートなど一部の住宅だけ設置が義務化されていましたが、それ以外のアパートでは、火災警報器は取り付けていないのが現状です。

建物火災の死者数はここ数年、年間1,000人を超え、そのうち9割は住宅火災で亡くなっています。

このようなことから死者の軽減及び火災の早期発見を目的として、平成16年6月消防法が改正され、今年(平成17年)の6月夷隅郡市火災予防条例の一部が改正され、一般住宅及び500㎡未満のアパート等に火災警報器を設置し維持するよう改められました。

いつから設置しなければならないか

新築住宅等は平成18年6月1日から、既存の住宅は平成20年6月1日から設置の義務が生じます。

設置場所はどこ

寝室と台所、寝室が2階などの場合は階段上にも設置が必要です。

取り付ける場所は

火災警報器は、天井や壁に取り付けます。詳しくは取扱店へ相談したり、取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取り付けましょう。なお、取り付けは自分でできます。

お手入れは

業者による点検は必要ありません。

取扱説明書をよく読んで普段から点検ボタンなどにより、自ら点検を行う習慣を付けましょう。

値段は

数千円から1万円前後です。

悪質な訪問販売等に十分注意してください

(例) 全ての住宅や居室に設置が義務付けられた。点検も義務付けられている。など、条例の内容を偽って販売する。

消防職員のような服装で消防職員のふりをして販売する。

消防本部・消防署では販売しません。

住宅用火災警報器の設置についてのご相談は消防本部予防課又は最寄りの消防署・消防分署にご相談ください。

【問い合わせ】

消防本部予防課 (82)4545

御宿分署 (68)6310